

「総量削減義務と排出量取引制度」 事業所区域変更申請書 ～ 記入要領 ～

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

東京都環境局
2025（令和7）年4月

目次

はじめに	2
1 事業所区域変更申請書について	3
2 EXCELファイルの機能（使い方）	4
3 事業所区域変更申請書の記入例	7
・申請者を複数記載する場合の添付書類	10
4 事業所区域変更確認書の記入例	
・その1	14
・その2	16
5 補足資料 【日本標準産業分類：大分類・中分類】	18

はじめに

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）では、総量削減義務と排出量取引制度の対象となる事業所を、「指定地球温暖化対策事業所」及び「特定地球温暖化対策事業所」として位置付けています。一つの建物等として指定地球温暖化対策事業所に指定された後に、エネルギー管理の連動性又は所有の状況の変更に伴い一つの建物等とみなされる建物等の数が増減した場合、状況の変化が生じた年度の翌年度以降の9月末日までに「事業所区域変更申請書」を提出することで、事業所範囲を変更することができます（条例第5条の8の2第2項）。

なお、この記入要領では、事業所区域変更申請書の作成方法について説明しますが、マイクロソフトのEXCELを利用することを前提として構成しています。EXCELファイルは、東京都環境局の「総量削減義務と排出量取引制度」のホームページ内

(https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/area/)

で公表いたします。ダウンロードしてご利用ください。

1 事業所区域変更申請書について

○ 提出ができる条件

指定地球温暖化対策事業所に指定された後に、エネルギー管理の連動性又は所有の状況の変更に伴い一つの建物等とみなされる建物等の数が増減した場合（指定地球温暖化対策事業所に指定されていない建物等の数が増加した場合を除く。）。

○ 提出期限

上記に該当した年度の翌年度以降、新たな指定又は指定の取消しを受けようとする年度の9月末日まで

○ 提出書類

名 称	部 数	備 考
1. 事業所区域変更申請書	1 部	この記入要領で説明いたします。
2. 事業所区域変更確認書 ※事業所範囲変更後の事業所分	各 1 部	この記入要領で説明いたします。
3. 特定温室効果ガス排出量算定報告書（以下「算定報告書」という。） ⇒原則前年度について算定したもの ※事業所範囲変更前の事業所分	各 1 部	対象事業所におけるエネルギー使用量を入力することで、特定温室効果ガスの排出量を算定する様式です。 別途、専用の記入要領がございますので、そちらを参照してください。
4. 検証結果報告書 ※事業所範囲変更前の事業所分	各 1 部	あらかじめ、東京都に登録された検証機関から「3. 算定報告書」の検証を受けてください。

提出は、オンライン提出（4を除く）、郵送、窓口持参のいずれかでお願いします。
オンライン提出の場合を除いて、「紙」及び「電子データ」両方を提出して頂きます（電子データは1から3まで）。

○ 届出後、東京都より「指定地球温暖化対策事業所指定通知書（第1号様式の3）」、「特定地球温暖化対策事業所指定通知書（第1号様式の4）」又は「指定地球温暖化対策事業所非該当通知書（第1号様式の4の3）」を送付して通知します。

2 EXCELファイルの機能（使い方）

EXCELファイルへの入力、まず、入力するシートを確認した上で、適正な手順（順番）で行ってください。また、EXCELの計算方法の設定は「自動」にしてください。計算方法を「手動」に設定していると再計算が実行されず、正しく計算されないことがあります。

（１）EXCELへの入力

都から提供する算定報告書EXCELファイルは保護がかかっており、行の挿入やフォント変更などの書式の変更ができません。また、入力する枠にも制限がかかっています。

事業者は入力可能な黄色のセルに文字や数値等を入力してください。白いセルについては入力不可となっていますが、入力可能セル（黄色）に入力した値が自動的に反映されます。詳細は、個々のシートの記入要領を御確認ください。

（２）EXCELファイルのダウンロード

EXCELファイルをダウンロードして使用する際は、一旦手元のパソコンに保存してからファイルを開いてください。

（３）コメントの表示／非表示

EXCELファイルには入力を補助するためにコメントを使用しています。EXCELの「表示」から「コメント」を選択すると、コメントの表示／非表示を切り替えることができます。

（４）ファイル形式等の改変禁止

提出していただいたデータをコンピュータに取り込んで集計等処理を行っています。そのため、提出されるファイルには、ブックに独自の保護をかけること、シート・セルにリンクを張ること、シート名の変更等改変を行わないでください。入力に際して不都合があれば、お問い合わせください。

（５）セル内の改行

「Alt」キーを押しながら「Enter」キーを押すと、セル内で改行できます。

（６）コピー＆貼り付け（文字単位でのコピー）

単純なセルのコピーや貼付けは行わないで下さい。ここでは文字単位でのコピーについて説明します。文言等を他のセルでも使用する場合は、再利用する文字のみを選択して、マウスの右クリック（若しくは「Ctrl」キーを押しながら「C」キーを押す）を使い、下に示した方法でコピーしてください。

第6号様式 その3

(3) 算定体制		
算定責任者	氏 名	大江戸 太郎
	部 署 ・ 役 職	株式会社東京〇〇〇 総務部環境課 課長
算定担当者	氏 名	大江戸 花子
	部 署 ・ 役 職	
	電 話 番 号	03-□□□□-△△△△
	電子メールアドレス	o o e d o . h a n a k o o @ △ △ △ . c o . j

コピー方法

コピーした文字列を貼り付けるには、貼り付けたいセルをダブルクリックした後に、セルの中を選択してから、マウスの右クリック操作により行います。あるいは、下に示すようにセルの内容を示す「fx」の枠内を選択し、貼り付けることでもできます。

マウスのポインタをここに合わせて左クリックをすると選択できます。

貼付方法

(7) コピー＆貼り付け（セル単位でのコピー）

算定報告書には保護がかかっており、基本的に単純なコピー＆貼り付けができません。

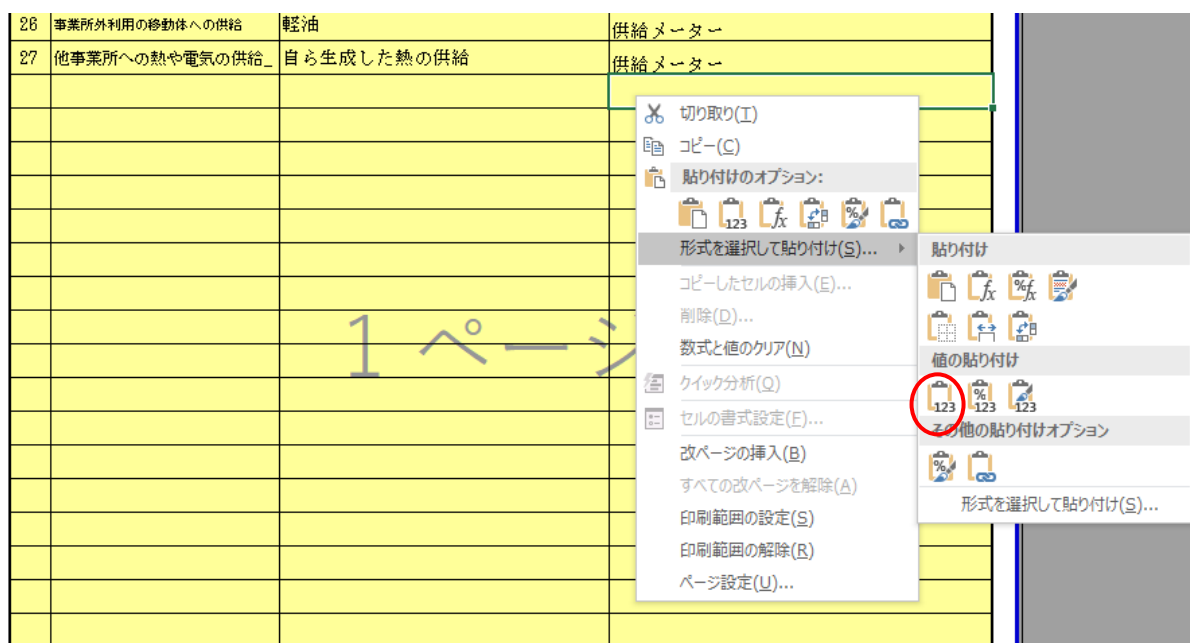
そこで、次に、共通箇所を部分的にコピーして算定報告書に貼り付ける方法について、以下に説明します。

ア) 共通箇所のコピー

- ① コピーしたいセルを選択し、コピーします。（この例では、マウスの右クリックでコピーしています。）

イ) データ貼り付け

- ② データを貼り付けたいセルを選択します。
- ③ セル上で右クリックをし、「形式を選択して貼り付け」を選択します。
- ④ 「形式を選択して貼り付け」が立ち上がるので、「値の貼り付け」から「値」を選択します。
- ⑤ OKを押すとデータが貼り付けられます。



(8) 画像のコピー&貼り付け

算定報告書には保護がかかっており、画像ファイルの直接挿入はできません。
そこで、画像を算定報告書に貼り付ける方法について、以下に説明します。

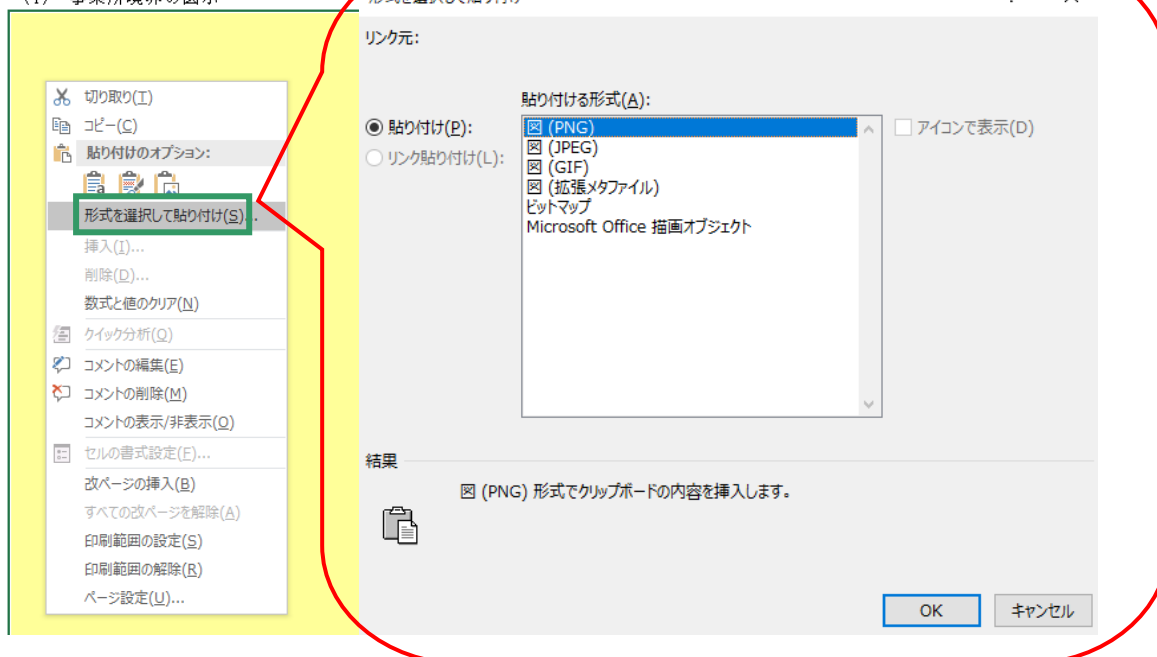
ア) 画像のコピー

- ① 貼り付けたい画像ファイルを画像編集ソフトウェアで開き、コピーをします。

イ) 画像の貼り付け

- ② 画像を貼り付けたいセルを選択します。
- ③ セル上で右クリックをし、「形式を選択して貼り付け」を選択します。
- ④ 「形式を選択して貼り付け」が立ち上がるので、貼り付ける形式を選択します。
- ⑤ OKを押すとデータが貼り付けられます。

2 排出量算定に係る事項 (1) 事業所境界の図示



3 事業所区域変更申請書の記入例

セルの色分けはありません。入力が必要な箇所のみ記入してください。

※記入例

第1号様式の4の2

申請者のうち一名を記入し捺印してください。申請者が複数いる場合は、「申請者（他の申請者は別紙「申請者一覧」のとおり）」をプルダウンで選択してください。 なお、「事務手続きの委任」を行う場合は、代理人の住所・氏名を入力しますが、ここで入力した代理人が届出者（義務者）も兼ねるときは「申請者兼別紙「届出者一覧」記載の者の代理人」を選択し、代理人を義務者以外の者とするときは別紙「申請者一覧」記載の者の代理人」を選択してください。なお、「申請者一覧」の記入例はP9を参照してください。		2025 年 9 月 1 日	
その i		事務手続きの委任を行う場合でも、代理人の捺印は必須です。	
申請者		住所 東京都千代田区〇〇町一丁目1番1号	
氏名		株式会社 東京〇〇 代表取締役 〇〇〇〇	
（法人にあっては名称、及び主たる事務所）		代表者印	
事業所区域変更申請書			
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の8の2第2項の規定により、事業所区域の変更を次のとおり申請します。			
事業所区域を変更する指定地球温暖化対策事業所の名称、指定番号及び所在地	〇〇〇〇	新宿〇〇事業所	事業所範囲変更前の指定番号、事業所名称、所在地
	新宿 区	西新宿〇〇丁目〇〇番〇〇号	その ii
	区		
事業所区域の変更後の事業所の名称及び所在地	新宿〇〇ビル	事業所範囲変更後の事業所名称、所在地	
	新宿 区	西新宿〇〇丁目〇〇番〇〇号	その iii
	新宿△△ビル		
	新宿 区	西新宿△△丁目△△番△△号	
変更事由	所有者の変更による	変更事由をプルダウンで選択してください。	その iv
変更事由の発生日	2024 年 7 月 1 日		その v
事業所区域変更書	別添のとおり		その vi
検証結果	別添のとおり		
連絡先	会社名	株式会社 東京〇〇	その vii
	郵便番号	〇〇〇-△△△△	
	住所	東京都千代田区〇〇町一丁目1番1号	
	所属名	総務部環境課	
	担当者名	大江戸 花子	
	電話番号	03-〇〇〇〇-△△△△	
	FAX番号	03-△△△△-〇〇〇〇	
	メールアドレス	ooedo.hanako@△△△.co..jp	
備考			
※受付欄			

その i：提出年月日、住所、氏名、捺印

「年月日」

実際に東京都へ提出する日を記入します。

「住所・氏名・捺印」

届出者の情報を記入します（法人の場合は、住所が本拠地、氏名が法人名とその代表者の氏名を記入します。なお印鑑については法務局に登録している代表者印を押印してください。）。

※ **事業所区域変更の前後の義務者全員による提出が必要です。**こちらに記載できなかった方は、「申請者一覧」に記入してください。記入例に関しては P9 を参照してください。なお、申請者一覧の書式は、**同 EXCEL ファイルの別シートを参照してください。**

その ii：事業所区域を変更する指定地球温暖化対策事業所の名称、指定番号及び所在地

「事業所の名称」

事業者名ではなく、事業所範囲を変更する事業所の名称（建物が複数の場合にあっては、その総称又は連名）を記入してください。通常（届出により事業所の名称を変更していない場合）は、「指定地球温暖化対策事業所指定通知書」記載の事業所の名称となります。対象の事業所が複数ある場合は、それぞれ記入してください。

「事業所の所在地」

建築確認申請等で記載されている、事業所範囲を変更する事業所の所在地（住居表示が基本）を記入してください。建物が複数ある場合で、それぞれ住所が異なる場合には、代表となる住所を記載してください。通常（届出により事業所の所在地を変更していない場合）は、「指定地球温暖化対策事業所指定通知書」記載の事業所の所在地となります。

「指定番号」

「指定地球温暖化対策事業所指定通知書」記載の 4 桁の指定番号を入力してください。

※ 対象の事業所が 3 以上ある場合は、東京都へご相談ください。

その iii：事業所区域の変更後の事業所の名称及び所在地

「事業所の名称」

事業者名ではなく、事業所範囲変更後の事業所の名称（建物が複数の場合にあっては、その総称又は連名）を記入してください。

「事業所の所在地」

建築確認申請等で記載されている、事業所範囲変更後の事業所の所在地（住居表示が基本）を記入してください。建物が複数ある場合で、それぞれ住所が異なる場合には、代表となる住所を記載してください。

※ 対象の事業所が 3 以上ある場合は、東京都へご相談ください。

その iv：変更事由

「所有者の変更による、主たる使用者の変更による、エネルギー管理の連動性の変更による、その他」からプルダウンで選択してください。

その v：変更事由の発生日

その iv の変更事由が発生した年月日を記入してください。

その vi：添付書類

「事業所区域変更確認書」

確認書は申請書と合わせて提出が必要です。なお、確認書の記入例は P13 以降で説明します。

「検証結果」

確認書に添付する事業所区域を変更する事業所の前年度の算定報告書には、登録検証機関の検証結果報告書を添付してください。

そのvii：連絡先

連絡先には、問合せ等の窓口となる方の連絡先の住所、部署、担当者氏名、連絡先（電話、FAX、メール）、その他備考等を記入してください。必ずしも（そのi）で記載した会社に所属している方でなくとも結構です。この書類についての問い合わせに責任をもって対応できる方を記載ください。

連絡先に記載の情報で、登録された事業所連絡先担当者の情報の更新を希望される場合は、「備考」欄のプルダウンで「事業所の連絡先を上記「連絡先」に変更希望」を選択してください。

本届出書で事業所区域の変更前事業所のオンライン提出の利用希望を申請する場合は、「備考」欄のプルダウンで「オンライン提出を利用希望」を選択してください。オンライン提出の利用希望は届出者が押印し、すべての義務者で届け出ることが必要です。また、連絡先が事業所連絡先担当者と一致又は事業所連絡先担当者の連絡先への更新が必要となります。

事業所区域の変更後の事業所が指定地球温暖化対策事業所に該当する場合で、当該変更後の事業所においてオンライン提出の利用を希望する場合は、変更後の事業所が指定地球温暖化対策事業所に指定された後に、「オンライン提出利用希望届」を提出してください。

※申請者を複数記載する場合の添付書類

こちらを添付される場合は、割印を押してください。

申請書(P7)に入力した申請日が自動入力されます。

2025 年 9 月

そのⅧ

※記入例

事業所区域変更申請書の申請者一覧

(住所及び氏名の欄は、法人にあっては、法人名、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入する。
☑は、前回の届出又は申請以降、氏名等の変更があった場合に選択する。)

事業所区域変更申請書の申請対象となる事業所（事業所区域を変更する指定地球温暖化対策事業所）

名称：新宿〇〇事業所

所在地：新宿区西新宿〇〇丁目〇〇番〇〇号

申請書(P7)(そのii)で入力した、事業所の名称・所在地が自動入力されます。

名称：

所在地：

事業所区域変更申請書の申請対象となる事業所（事業所区域の変更後の事業所）

名称：新宿□□ビル

所在地：新宿区西新宿〇〇丁目〇〇番〇〇号

申請書(P7)(そのiii)で入力した、事業所の名称・所在地が自動入力されます。

名称：新宿△△ビル

所在地：新宿区西新宿△△丁目△△番△△号

義務者となる方**全員分**を記入してください。また、記入欄は飛ばさずに、上から順番に記入してください。
ただし、申請書(P7)の右上に記入した方はここでの記載は不要です。

現在の事業所
☐ の名称等の変更あり
筆頭申請者の
☐ 氏名等変更あり

住所 東京都 港 ☑□□町一丁目1番1号

氏名 株式会社 ○〇商事
代表取締役 □□□□

代表
印
者印

住所
氏名

※必ず全員分捺印してください。
(ただし、事務手続きの委任を行い、
「委任状」を添付する場合は捺印不要です。)

☐ 氏名等変更あり

印

印刷範囲の初期設定が2名までとなっています。義務者となられる方が3名以上いる場合は、印刷範囲を拡大して使用してください。

☐ 氏名等変更あり

そのⅧ：届出者の住所、氏名、捺印

（そのⅰ）で記入した届出者以外の義務者の情報を記入します（法人の場合は、住所が本拠地、氏名が法人名とその代表者の氏名を記入します。なお印鑑については法務局に登録している代表者印を押印してください。）。

- ※ 「事務手続きの委任」を行っている場合は、ここでの捺印は不要です。
- ※ 届出者は、入力欄を飛ばさずに、必ず上から順番に入力してください。
- ※ 届出者の入力、用紙1枚に収まらない場合は、EXCEL 様式上の印刷範囲を拡大してください。（印刷境界の下側をドラッグすることで拡大できます。）なお、入力欄は最大200名分用意しています。

年

そのix

※記入例

事業所区域変更申請書の申請者一覧

(住所及び氏名の欄は、法人にあっては、法人名、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入する。)

☑は、前回の届出又は申請以降、氏名等の変更があった場合に選択する。)

事業所区域変更申請書の申請対象となる事業所（事業所区域を変更する指定地球温暖化対策事業所）

名称 **新宿〇〇事業所**所在地 **新宿区西新宿〇〇丁目〇〇番〇〇号**

名称 :

所在地 :

事業所区域変更申請書の申請対象となる事業所（事業所区域の変更後の事業所）

名称 :

所在地 :

名称 : 申請書（1 枚目）に記載の事業所情報に変更がある場合は、「現在の事業所の名称等の変更あり」にチェックし、変更内容をプルダウンで選択してください。

所在地 :

事業所の名称等の変更事項	前回の届出時の事業所名称	☒ 現在の事業所の名称等の変更あり
--------------	--------------	---

筆頭申請者の変更事項	前回の届出時の法人名	☒ 筆頭申請者の氏名等変更あり
------------	------------	---

住所 **東京** 都氏名 **株式会社 〇〇 代表取締役** □□□□

申請書（1 枚目）に記載の義務者情報に変更がある場合は、「筆頭申請者の氏名等変更あり」にチェックし、変更内容をプルダウンで選択してください。

変更前の情報	前回の届出時の住所	☒ 氏名等変更あり
--------	-----------	---

住所 申請書（1 枚目）に記載以外の義務者情報に変更がある場合は、「氏名等変更あり」にチェックし、変更内容をプルダウンで選択してください。

氏名 ※住所が変更になった場合の例を示しています。その場合「**前回の提出時の住所**」を選択します。

☐ 氏名等変更あり

そのⅨ：事業所や事業者の氏名・所在地等の変更について

事業所や事業者の氏名・所在地等に変更があった場合、変更があった日から 30 日以内に書面での届出が必要です。しかし、以下の変更については、本書面提出の 30 日前までの事象であれば、「現在の事業所の名称等の変更あり」「筆頭申請者の氏名等変更あり」「氏名等変更あり」にチェックを付けていただくことにより、変更に関する届出の提出は不要となります。

【対象となる変更事象】

- ・現在の事業所の名称又は所在地
- ・事業者の氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

※ 上記の場合でも、本書面の提出予定日が、変更があった日より 30 日よりも後となる場合は、「指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書」を提出してください。

※ 義務者ではなく、「事務手続きの委任」を受けた方に変更があった場合は、委任状の再提出が必要です。ここにはチェックしないでください。

申請書（1 枚目）に記載の事業所に変更があった場合、「現在の事業所の名称等の変更あり」にチェックを付け、変更内容をプルダウンにより選択してください。

申請書（1 枚目）に記載の義務者の方に変更があった場合、「筆頭申請者の氏名等変更あり」にチェックを付け、変更内容をプルダウンにより選択してください。

申請書（1 枚目）に記載の方以外の義務者に変更があった場合、それぞれの記載欄の「氏名等変更あり」にチェックを付け、変更内容をプルダウンにより選択してください。

※ 所有権の移転や、義務者でない所有者に関する変更等の場合は、書面（「指定地球温暖化対策事業者変更届出書」、「所有事業者等届出書」）による変更の届出が必要です。ここにはチェックしないでください。

※「変更後の事業所の連絡先一覧」記入例

(変更後の事業所が指定地球温暖化対策事業所に該当しない場合は、記載不要です。)

申請書（1枚目）に入力した申請日が自動入力されます。 2025 年 9 月 1 日			
事業所区域の変更後の事業所の連絡先一覧			
事業所区域の変更後の事業所の名称	新宿□□ビル		
事業所区域の変更後の事業所の所在地	新宿区 西新宿〇〇丁目〇〇番〇〇号		
振替可能削減量等の 管理を行う部署等の 連絡先	会社名	株式会社 〇〇商事	そのx
	郵便番号	〇〇〇-〇〇〇〇	
	住所	東京都千代田区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	公表
	所属名	〇〇部〇〇課	
	担当者名	環境 局子	公表
	電話番号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
	FAX番号		公表
	メールアドレス	〇〇〇@〇〇〇.co.jp	非公表
備考			
連 絡 先	会社名		そのxi
	郵便番号		
	住所		申請書（1枚目）（P7 そのvii）で入力した連絡先と同じ場合は、プルダウンで「事業所区域変更申請書の連絡先と同じ」を選択することで、会社名からメールアドレスまでの連絡先の記載を省略できます。
	所属名		
	担当者名		
	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		
備考	事業所区域変更申請書の連絡先と同じ		
事業所区域の変更後の事業所の名称	新宿△△ビル		
事業所区域の変更後の事業所の所在地	新宿区 西新宿△△丁目△△番△△号		
振替可能削減量等の 管理を行う部署等の 連絡先	会社名	株式会社 △△商事	申請書（1枚目）（P7 そのiii）の下段で入力した、変更後の事業所の名称・所在地が自動入力されます。
	郵便番号	△△△-△△△△	
	住所	東京都港区△△町△△丁目△△番△△号	公表
	所属名	△△部△△課	
	担当者名	東京 都子	公表
	電話番号	03-△△△△-△△△△	
	FAX番号		公表
	メールアドレス	△△△@△△△.co.jp	非公表
備考			
連 絡 先	会社名	株式会社 △△サービス	
	郵便番号	△△△-△△△△	
	住所	東京都新宿区西新宿△△丁目△△番△△号	
	所属名	△△担当	
	担当者名	新宿 区男	
電話番号	03-△△△△-□□□□		
印刷範囲の初期設定が2事業所までとなっています。変更後の事業所が3事業所以上ある場合は、印刷範囲を拡大して使用してください。			

そのⅩ：事業所区域の変更後の事業所の「振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先」

振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先には、事業所区域の変更後の事業所の、口座及び振替可能削減量等の問合せ等の窓口となる方の情報を記入してください。「事業所区域変更申請書」又は「事業所区域変更申請書の申請者一覧」で記載した会社に所属している方でなくても構いません。

口座及び振替可能削減量等の管理に責任をもって対応いただける方を記入してください。

また、今後の「口座に係る」通知等の送付先とさせていただきます。

なお、この欄に記載していただいた「会社名」「所属名」「電話番号」「FAX 番号」「メールアドレス」は、「指定管理口座一覧」として都のホームページ上で公表される項目です。

公表を希望しない項目につきましては、右側のプルダウンから「非公表」を選択してください。

■公開情報

<https://www9.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/koukai/koukai.html>

※「口座開設者の情報」の「指定管理口座一覧（PDF）」を御参照ください。

そのⅪ：事業所区域の変更後の事業所の「連絡先」

連絡先には、事業所区域の変更後の事業所の、連絡先の住所、部署、担当者氏名、連絡先（電話、FAX、メール）、その他備考等を記入してください。「事業所区域変更申請書」又は「事業所区域変更申請書の申請者一覧」で記載した会社に所属している方でなくても構いません。事業所区域の変更後の事業所の問合せに責任をもって対応できる方を記載してください。また、今後の説明会等の御案内の送付先とさせていただきます。

※「変更後の事業所の連絡先一覧」は、事業所区域の変更後の事業所が指定地球温暖化対策事業所に該当しない場合は、記載不要です。

黄色のセルを記入してください。事業所区域変更後の各事業所につき1部の提出が必要です。

※記入例

所 有 事 業 者 又 は 温室効果ガス排出責任者の別	氏名（法人にあっては名称）
所有事業者	株式会社 東京〇〇
	その1-0
通常は、「所有事業者」を選択しますが、所有事業者等届出書にて届出を行うことにより、規則第4条の4で規定している者が、義務者となったときは、「温室効果ガス排出責任者」を選択してください。また、欄が不足する場合には、シート「その1-2」に記入してください。	
この2項目をプルダウンで選択すると、白いセルが自動入力されます。	

16

その１－①：所有事業者又は温室効果ガス排出責任者の氏名

区分所有者など義務者が複数存在する場合は、全員分の氏名を記入してください。記入欄が不足する場合には、シート「その１－２」に記入してください。また、左側の欄に関して通常は「所有事業者」をプルダウンで選択しますが、「所有事業者等届出書」にて届出を行うことにより、規則第４条の４で規定している者が義務者となったときは、「温室効果ガス排出責任者」を選択してください。なお、右欄の氏名の部分については、法人の場合は法人名のみ記入し（代表者名を記入する必要はありません。）、個人の場合は人数の合計のみを記入します。

その１－②：事業所の名称・所在地

表紙となる提出書に記載した「事業所区域変更後の事業所の名称及び所在地」（その iii）と同じ内容を記入します。

その１－③：事業の業種「分類番号」「産業分類名」

本記入要領の「５ 補足資料」に記載している日本標準産業分類に従って、プルダウンで分類番号（左側：大分類、右側：中分類）を選択します。この作業により、分類番号と産業分類名が自動的に表示されます。

建物等が複数ある場合で、それぞれ業種が異なる場合は、事業規模として大きいものを選択してください。

その１－④：主たる用途

記入する用途の種類は、次の用途別内訳欄を参考に記入してください。対象事業所でいくつかの用途がある場合は、その主たる用途を選択します。なお、「その１－③」の事業の業種に関係なく、その対象事業所の建物等の用途を選択してください。例えば、業種が製造業であっても対象建物が本社ビルである場合は、事務所を選択します。

その１－⑤：建物の面積

建築確認申請等で記載されている、事業所の用途別面積（建物が複数の場合にあっては合計値）を記入します。なお、熱供給事業所は熱供給先面積を「工場その他上記以外」に記入してください。

※ 様式での面積の表示は、小数点３桁目を四捨五入し、小数点２桁までを表示しています。

その１－⑥：事業の概要

事業所の概要（建物の形態、事業所の活動の概要等）を記入します。

その１－⑦：敷地面積

建築確認申請等で記載されている、事業所全体の敷地面積を記入します。なお、熱供給事業所又は電気供給事業所の場合、敷地面積は記入不要です。

※ 様式での面積の表示は、小数点３桁目を四捨五入し、小数点２桁までを表示しています。

※記入例

(第1号様式の2 その2)

2 事業所区域の変更事由

変更事由の発生年月日 2024 年 7 月 1 日

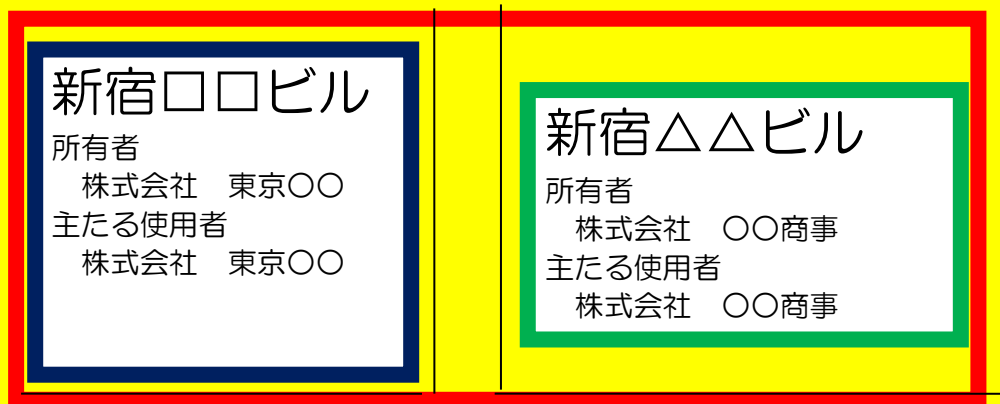
その2-①

その2-②

新宿□□ビルと新宿△△ビルは、道路を挟んで隣に位置している。
指定時には所有者及び主たる使用者はともに株式会社 東京〇〇であったため、一つの事業所「新宿〇〇事業所」として指定されている。
2024年7月1日に新宿△△ビルの所有者及び主たる使用者が株式会社 〇〇商事に変更となったため、二つのビルの所有者及び主たる使用者が同一でなくなった。

3 事業所区域の図示

その2-③



変更前の事業所範囲



変更後のそれぞれの事業所範囲

4 前年度の温室効果ガスの排出の状況（原油換算エネルギー使用量及び特定温室効果ガス年度排出量）

事業所の名称	新宿□□ビル	新宿△△ビル
原油換算エネルギー使用量	2,000 kL	1,700 kL
特定温室効果ガス年度排出量	3,500 t (二酸化炭素換算)	3,300 t (二酸化炭素換算)

その2-④

5 添付する書類

特定温室効果ガス排出量算定報告書	△別紙 () のとおり
	△別紙 () のとおり
	△別紙 () のとおり
	△別紙 () のとおり

その2-⑤

備考 △印の欄には、事業所区域変更確認書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。

その2ー①：変更事由の発生年月日

所有者の変更、主たる使用者の変更、エネルギー管理の連動性の変更など、事業所範囲の変更事由が発生した年月日を入力します。

その2ー②：事業所区域の変更事由

事業所範囲の変更事由について、変更状況を分かりやすく入力してください。

その2ー③：事業所区域の図示

事業所範囲の変更前後の状況について、分かりやすく図示してください。

その2ー④：前年度の温室効果ガスの排出の状況

変更後の事業所範囲について、申請年度の前年度の「原油換算エネルギー使用量」及び「特定温室効果ガス年度排出量」の値を入力します。

その2ー⑤：添付する書類

その他添付書類がある場合、この欄に書類名称及び一連番号を記入してください。また、該当書類も同様に一連番号を記入して書類の参照を明確にしてください。

5 補足資料 【日本標準産業分類 大分類・中分類】

日本標準産業分類（１）

大分類		中分類	
A	農業, 林業	1	農業
		2	林業
B	漁業	3	漁業
		4	水産養殖業
C	鉱業, 採石業, 砂利採取業	5	鉱業, 採石業, 砂利採取業
D	建設業	6	総合工事業
		7	職別工事業(設備工事業を除く)
		8	設備工事業
E	製造業	9	食料品製造業
		10	飲料・たばこ・飼料製造業
		11	繊維工業
		12	木材・木製品製造業(家具を除く)
		13	家具・装備品製造業
		14	パルプ・紙・紙加工品製造業
		15	印刷・同関連業
		16	化学工業
		17	石油製品・石炭製品製造業
		18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
		19	ゴム製品製造業
		20	なめし革・同製品・毛皮製造業
		21	窯業・土石製品製造業
		22	鉄鋼業
		23	非鉄金属製造業
		24	金属製品製造業
		25	はん用機械器具製造業
		26	生産用機械器具製造業
		27	業務用機械器具製造業
		28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
		29	電気機械器具製造業
		30	情報通信機械器具製造業
		31	輸送用機械器具製造業
		32	その他の製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業
		34	ガス業
		35	熱供給業
		36	水道業
G	情報通信業	37	通信業
		38	放送業
		39	情報サービス業
		40	インターネット附随サービス業
		41	映像・音声・文字情報制作業
H	運輸業, 郵便業	42	鉄道業
		43	道路旅客運送業
		44	道路貨物運送業
		45	水運業
		46	航空運輸業
		47	倉庫業
		48	運輸に附帯するサービス業
		49	郵便業(信書便事業を含む)

日本標準産業分類（２）

大分類		中分類	
I	卸売業，小売業	50	各種商品卸売業
		51	繊維・衣服等卸売業
		52	飲食料品卸売業
		53	建築材料，鉱物・金属材料等卸売業
		54	機械器具卸売業
		55	その他の卸売業
		56	各種商品小売業
		57	織物・衣服・身の回り品小売業
		58	飲食料品小売業
		59	機械器具小売業
		60	その他の小売業
J	金融業，保険業	61	無店舗小売業
		62	銀行業
		63	協同組織金融業
		64	貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関
		65	金融商品取引業，商品先物取引業
		66	補助的金融業等
		67	保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）
K	不動産業，物品賃貸業	68	不動産取引業
		69	不動産賃貸業・管理業
		70	物品賃貸業
L	学術研究，専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関
		72	専門サービス業（他に分類されないもの）
		73	広告業
		74	技術サービス業（他に分類されないもの）
M	宿泊業，飲食サービス業	75	宿泊業
		76	飲食店
		77	持ち帰り・配達飲食サービス業
N	生活関連サービス業，娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
		79	その他の生活関連サービス業
		80	娯楽業
O	教育，学習支援業	81	学校教育
		82	その他の教育，学習支援業
P	医療，福祉	83	医療業
		84	保健衛生
		85	社会保険・社会福祉・介護事業
Q	複合サービス事業	86	郵便局
		87	協同組合（他に分類されないもの）
R	サービス業（他に分類されないもの）	88	廃棄物処理業
		89	自動車整備業
		90	機械等修理業（別掲を除く）
		91	職業紹介・労働者派遣業
		92	その他の事業サービス業
		93	政治・経済・文化団体
		94	宗教
		95	その他のサービス業
		96	外国公務
S	公務（他に分類されるものを除く）	97	国家公務
		98	地方公務
T	分類不能の産業	99	分類不能の産業

お問合せ先

東京都環境局「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口

〒163-8001

新宿区西新宿 2-8-1 第二本庁舎 20 階南

TEL : 03-5388-3438

E-Mail : ondanka31@ml.metro.tokyo.jp